



福県医発第 2047 号 (地)

令和 4 年 10 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の
一部改正について

令和 4 年 9 月 30 日付け保医発 0930 第 7 号厚生労働省保険局医療課長通知をもって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号) 等の一部が改正され、令和 4 年 10 月 1 日から適用された旨、日本医師会より通知がありました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」(令和 4 年 9 月 30 日付け保医発 0930 第 6 号) の別紙 6 ページ及び 14 ページに掲載されている医療機器が区分 A 3 及び B 2 として保険適用されたことによるものです。(令和 4 年 10 月 21 日付け福県医発第 2046 号 (地) をご参照下さい。)

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 12 月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載が予定されております。

(添付資料)

1. 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

(令 4. 9. 30 保医発 0930 第 7 号 厚生労働省保険局医療課長)

2. 新たに保険適用された医療機器 (日本医師会医療保険課)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第 1365 号（保険）
令和 4 年 10 月 12 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
松 本 吉 郎
（公印省略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

令和 4 年 9 月 30 日付け保医発 0930 第 7 号 厚生労働省保険局医療課長通知（以下、「本通知」という）をもって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号）等の一部が改正され、令和 4 年 10 月 1 日から適用されました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」（令和 4 年 9 月 30 日付け保医発 0930 第 6 号）の別紙 6 ページ及び 14 ページに掲載されている医療機器が区分 A3 及び B2 として保険適用されたことによるものです（令和 4 年 10 月 12 日付け日医発第 1366 号（保険）をご参照下さい）。

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、今回の留意事項等の改正につきましては、日本医師会雑誌 12 月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和 4 年 9 月 30 日付け 保医発 0930 第 7 号 厚生労働省保険局医療課長）
2. 新たに保険適用された医療機器
（日本医師会医療保険課）

添付資料1

保医発 0930 第 7 号
令和 4 年 9 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和 4 年厚生労働省告示第 306 号）が公布され、令和 4 年 10 月 1 日から適用されること等に伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 4 年 10 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号）の一部改正について

別添 2 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について

別添 3 「特定保険医療材料の定義について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 12 号）の一部改正について

別添 1

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号) の一部改正について

- 1 別添 1 の第 2 章第 12 部第 1 節 M 0 0 1 - 3 (3) の「及び脳動静脈奇形」を「、脳動静脈奇形及び薬物療法による疼痛管理が困難な三叉神経痛」に改める。

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について

- 1 別紙 1 を次に改める。

(別紙 1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

イ 大臼歯 77 点

ロ 小臼歯・前歯 48 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

イ 大臼歯 27 点

ロ 小臼歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

イ 大臼歯 27 点

ロ 小臼歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

イ 大臼歯 33 点

ロ 小臼歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ レジン系

a 標準型 17 点

b 自動練和型 17 点

ロ グラスアイオノマー系

a 標準型 10 点

b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ レジン系

a 標準型 17 点

b 自動練和型 17 点

ロ グラスアイオノマー系

a 標準型 10 点

b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1 窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの

11 点

ロ 複雑なもの

29 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの

8 点

b 複雑なもの

22 点

ロ 自動練和型

a 単純なもの

9 点

b 複雑なもの

23 点

2 歯科充填用材料 II

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの

4 点

ロ 複雑なもの

11 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの

3 点

b 複雑なもの

8 点

ロ 自動練和型

a 単純なもの

6 点

b 複雑なもの

17 点

M010 金属歯冠修復（1 個につき）

1 14 カラット金合金

(1) インレー

複雑なもの

1,040 点

(2) 4 分の 3 冠

1,300 点

2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

(1) 大臼歯

イ インレー

a 単純なもの

418 点

b 複雑なもの

774 点

ロ 5 分の 4 冠

974 点

ハ 全部金属冠

1,225 点

(2) 小臼歯・前歯

イ インレー

a 単純なもの

285 点

b 複雑なもの

566 点

ロ 4 分の 3 冠

700 点

ハ 5 分の 4 冠

700 点

ニ 全部金属冠

877 点

3 銀合金

(1) 大臼歯

イ インレー

a	単純なもの	22 点
b	複雑なもの	38 点
ロ	5 分の 4 冠	50 点
ハ	全部金属冠	61 点
(2)	小臼歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	14 点
b	複雑なもの	29 点
ロ	4 分の 3 冠（乳歯を除く。）	35 点
ハ	5 分の 4 冠（乳歯を除く。）	35 点
ニ	全部金属冠	45 点
M010-2	チタン冠（1 歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1 歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)	前歯	700 点
(2)	小臼歯	700 点
(3)	大臼歯	974 点
2	銀合金	
(1)	前歯	35 点
(2)	小臼歯	35 点
(3)	大臼歯	50 点
M010-4	根面被覆（1 歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ	大臼歯	418 点
ロ	小臼歯・前歯	285 点
(2)	銀合金	
イ	大臼歯	22 点
ロ	小臼歯・前歯	14 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	1,092 点
2	銀合金を用いた場合	99 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1 歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1 歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD／CAM冠（1 歯につき）

1 前歯

CAD／CAM冠用材料（Ⅳ） 438 点

2 小臼歯

(1) CAD／CAM冠用材料（Ⅰ） 188 点

(2) CAD／CAM冠用材料（Ⅱ） 181 点

3 大臼歯

CAD／CAM冠用材料（Ⅲ） 350 点

注 CAD／CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

M015-3 CAD／CAMインレー（1 歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD／CAM冠用材料（Ⅰ） 188 点

(2) CAD／CAM冠用材料（Ⅱ） 181 点

2 大臼歯

CAD／CAM冠用材料（Ⅲ） 350 点

注 CAD／CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1 歯につき）

1 乳歯金属冠 30 点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 歯につき 2 点

M016-3 既製金属冠（1 歯につき）

29 点

M017 ポンティック（1 歯につき）

1 鑄造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯 1,411 点

ロ 小臼歯 1,062 点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 49 点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合

イ 前歯 848 点

ロ 小臼歯 1,062 点

ハ 大臼歯 1,411 点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 63 点

ロ 小臼歯 63 点

ハ 大臼歯 63 点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1 装置につき）

1,629 点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 局部義歯（1 床につき）

(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7 点
2 総義歯（1 顎につき）	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	37 点
M020 鑄造鉤（1 個につき）	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	1,348 点
ロ 犬歯・小臼歯	1,096 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	1,096 点
ロ 犬歯・小臼歯	842 点
ハ 前歯（切歯）	648 点
2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	1,128 点
ロ 犬歯・小臼歯	882 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	774 点
ロ 犬歯・小臼歯	673 点
ハ 前歯（切歯）	624 点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤（1 個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	7 点
2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	645 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	498 点
M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき）	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	312 点
(2) 犬歯・小臼歯	337 点
(3) 大臼歯	387 点
2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	38 点
(2) 犬歯・小臼歯	38 点
(3) 大臼歯	38 点
M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）	
1 磁石構造体	777 点
2 キーパー付き根面板	
（根面板の保険医療材料料（1 歯につき））	

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯	774 点
ロ 小臼歯・前歯	566 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯	38 点
ロ 小臼歯・前歯	29 点

(キーパー)

1 個につき	233 点
--------	-------

M023 バー（1 個につき）

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	1,808 点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼	30 点
----------	------

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1 顎につき）

1 シリコン系	166 点
2 アクリル系	100 点

「特定保険医療材料の定義について」
(令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 12 号) の一部改正について

- 1 別表のⅡの 123(3)⑦及び⑧ア i の「薬剤抵抗性を有する再発性症候性の発作性又は持続性心房細動」を「再発性症候性の発作性心房細動(薬剤抵抗性を含む。)又は薬剤抵抗性を有する症候性の持続性心房細動」に改める。

(別添1 参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日保医発 0304 第1号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第11部 (略) 第12部 放射線治療 第1節 放射線治療管理・実施料 M000～001-2 (略) M001-3 直線加速器による放射線治療(一連につき) (1)～(2) (略) (3) 定位放射線治療における頭頸部に対する治療については、頭頸部腫瘍(頭蓋内腫瘍を含む。)、 <u>脳動静脈奇形及び薬物療法による疼痛管理が困難な三叉神経痛</u> に対して行った場合にのみ算定し、体幹部に対する治療については、原発病巣が直径5センチメートル以下であり転移病巣のない原発性肺癌、原発性肝癌又は原発性腎癌、3個以内で他病巣のない転移性肺癌又は転移性肝癌、転移病巣のない限局性の前立腺癌又は膀胱癌、直径5センチメートル以下の転移性脊椎腫瘍、5個以内のオリゴ転移及び脊髄動静脈奇形(頸部脊髄動静脈奇形を含む。)に対して行った場合にのみ算定し、数か月間の一連の治療過	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第11部 (略) 第12部 放射線治療 第1節 放射線治療管理・実施料 M000～001-2 (略) M001-3 直線加速器による放射線治療(一連につき) (1)～(2) (略) (3) 定位放射線治療における頭頸部に対する治療については、頭頸部腫瘍(頭蓋内腫瘍を含む。) <u>及び</u> 脳動静脈奇形に対して行った場合にのみ算定し、体幹部に対する治療については、原発病巣が直径5センチメートル以下であり転移病巣のない原発性肺癌、原発性肝癌又は原発性腎癌、3個以内で他病巣のない転移性肺癌又は転移性肝癌、転移病巣のない限局性の前立腺癌又は膀胱癌、直径5センチメートル以下の転移性脊椎腫瘍、5個以内のオリゴ転移及び脊髄動静脈奇形(頸部脊髄動静脈奇形を含む。)に対して行った場合にのみ算定し、数か月間の一連の治療過程に複数回の治療を行った場合であっても、

程に複数回の治療を行った場合であっても、所定点数は 1 回のみ算定する。 (4) ～ (6) (略) M001-4～005 (略) 第13部 (略) 第3章 (略) 別添2 (略)	所定点数は1回のみ算定する。 (4) ～ (6) (略) M001-4～005 (略) 第13部 (略) 第3章 (略) 別添2 (略)
--	---

(参考：新旧対照表)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」

（令和４年３月４日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙１) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料（１歯につき）) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 １ 間接法 (１) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>77 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>48 点</u> (２) (略) ２ (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復（１個につき） １ 14 カラット金合金 (１) インレー 複雑なもの <u>1,040 点</u> (２) 4 分の 3 冠 <u>1,300 点</u> ２ 金銀パラジウム合金（金 12%以上） (１) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>418 点</u> b 複雑なもの <u>774 点</u>	(別紙１) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料（１歯につき）) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 １ 間接法 (１) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 81 点 ロ 小臼歯・前歯 50 点 (２) (略) ２ (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復（１個につき） １ 14 カラット金合金 (１) インレー 複雑なもの 1,052 点 (２) 4 分の 3 冠 1,315 点 ２ 金銀パラジウム合金（金 12%以上） (１) 大白歯 イ インレー a 単純なもの 447 点 b 複雑なもの 826 点

ロ	5分の4冠	<u>974点</u>	ロ	5分の4冠	1,039点
ハ	全部金属冠	<u>1,225点</u>	ハ	全部金属冠	1,308点
(2)	小臼歯・前歯		(2)	小臼歯・前歯	
イ	インレー		イ	インレー	
a	単純なもの	<u>285点</u>	a	単純なもの	304点
b	複雑なもの	<u>566点</u>	b	複雑なもの	604点
ロ	4分の3冠	<u>700点</u>	ロ	4分の3冠	747点
ハ	5分の4冠	<u>700点</u>	ハ	5分の4冠	747点
ニ	全部金属冠	<u>877点</u>	ニ	全部金属冠	936点
3	銀合金		3	銀合金	
(1)	大臼歯		(1)	大臼歯	
イ	インレー		イ	インレー	
a	単純なもの	<u>22点</u>	a	単純なもの	23点
b	複雑なもの	<u>38点</u>	b	複雑なもの	40点
ロ	5分の4冠	<u>50点</u>	ロ	5分の4冠	52点
ハ	全部金属冠	<u>61点</u>	ハ	全部金属冠	64点
(2)	小臼歯・前歯・乳歯		(2)	小臼歯・前歯・乳歯	
イ	インレー		イ	インレー	
a	単純なもの	14点	a	単純なもの	14点
b	複雑なもの	<u>29点</u>	b	複雑なもの	30点
ロ	4分の3冠(乳歯を除く。)	<u>35点</u>	ロ	4分の3冠(乳歯を除く。)	36点
ハ	5分の4冠(乳歯を除く。)	<u>35点</u>	ハ	5分の4冠(乳歯を除く。)	36点
ニ	全部金属冠	<u>45点</u>	ニ	全部金属冠	47点
M010-2	(略)		M010-2	(略)	
M010-3	接着冠(1歯につき)		M010-3	接着冠(1歯につき)	
1	金銀パラジウム合金(金12%以上)		1	金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1)	前歯	<u>700点</u>	(1)	前歯	747点
(2)	小臼歯	<u>700点</u>	(2)	小臼歯	747点

(3) 大臼歯	974 点	(3) 大臼歯	1,039 点
2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	35 点	(1) 前歯	36 点
(2) 小臼歯	35 点	(2) 小臼歯	36 点
(3) 大臼歯	50 点	(3) 大臼歯	52 点
M010-4 根面被覆（1 歯につき）		M010-4 根面被覆（1 歯につき）	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	418 点	イ 大臼歯	447 点
ロ 小臼歯・前歯	285 点	ロ 小臼歯・前歯	304 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大臼歯	22 点	イ 大臼歯	23 点
ロ 小臼歯・前歯	14 点	ロ 小臼歯・前歯	14 点
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠（1 歯につき）		M011 レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	1,092 点	1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	1,166 点
2 銀合金を用いた場合	99 点	2 銀合金を用いた場合	103 点
M011-2～M016-3 (略)		M011-2～M016-3 (略)	
M017 ポンティック（1 歯につき）		M017 ポンティック（1 歯につき）	
1 鑄造ポンティック		1 鑄造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	1,411 点	イ 大臼歯	1,505 点
ロ 小臼歯	1,062 点	ロ 小臼歯	1,134 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	49 点	大臼歯・小臼歯	51 点
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ 前歯	848 点	イ 前歯	905 点
ロ 小臼歯	1,062 点	ロ 小臼歯	1,134 点
ハ 大臼歯	1,411 点	ハ 大臼歯	1,505 点

(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ	前歯	イ	前歯
	<u>63 点</u>		65 点
ロ	小臼歯	ロ	小臼歯
	<u>63 点</u>		65 点
ハ	大臼歯	ハ	大臼歯
	<u>63 点</u>		65 点
M017-2～M019 (略)		M017-2～M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1 個につき)		M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1	14 カラット金合金	1	14 カラット金合金
(1)	双子鉤	(1)	双子鉤
イ	大・小臼歯	イ	大・小臼歯
	<u>1,348 点</u>		1,363 点
ロ	犬歯・小臼歯	ロ	犬歯・小臼歯
	<u>1,096 点</u>		1,109 点
(2)	二腕鉤 (レストつき)	(2)	二腕鉤 (レストつき)
イ	大臼歯	イ	大臼歯
	<u>1,096 点</u>		1,109 点
ロ	犬歯・小臼歯	ロ	犬歯・小臼歯
	<u>842 点</u>		852 点
ハ	前歯 (切歯)	ハ	前歯 (切歯)
	<u>648 点</u>		656 点
2	金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	2	金銀パラジウム合金 (金 12%以上)
(1)	双子鉤	(1)	双子鉤
イ	大・小臼歯	イ	大・小臼歯
	<u>1,128 点</u>		1,204 点
ロ	犬歯・小臼歯	ロ	犬歯・小臼歯
	<u>882 点</u>		941 点
(2)	二腕鉤 (レストつき)	(2)	二腕鉤 (レストつき)
イ	大臼歯	イ	大臼歯
	<u>774 点</u>		826 点
ロ	犬歯・小臼歯	ロ	犬歯・小臼歯
	<u>673 点</u>		718 点
ハ	前歯 (切歯)	ハ	前歯 (切歯)
	<u>624 点</u>		666 点
3	(略)	3	(略)
M021 線鉤 (1 個につき)		M021 線鉤 (1 個につき)	
1	(略)	1	(略)
2	14 カラット金合金	2	14 カラット金合金
(1)	双子鉤	(1)	双子鉤
	<u>645 点</u>		652 点
(2)	二腕鉤 (レストつき)	(2)	二腕鉤 (レストつき)
	<u>498 点</u>		504 点
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	

1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 <u>312 点</u> (2) 犬歯・小臼歯 <u>337 点</u> (3) 大臼歯 <u>387 点</u> 2 (略)	1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 333 点 (2) 犬歯・小臼歯 359 点 (3) 大臼歯 413 点 2 (略)
M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき） 1 (略) 2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。 (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 <u>774 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>566 点</u> (2) 銀合金 イ 大臼歯 <u>38 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>29 点</u> (キーパー) 1 個につき 233 点	M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき） 1 (略) 2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。 (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 826 点 ロ 小臼歯・前歯 604 点 (2) 銀合金 イ 大臼歯 40 点 ロ 小臼歯・前歯 30 点 (キーパー) 1 個につき 233 点
M023 バー（1 個につき） 1 鑄造バー (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,808 点</u> (2) (略) 2 (略)	M023 バー（1 個につき） 1 鑄造バー (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） 1,930 点 (2) (略) 2 (略)
M030 (略)	M030 (略)

(別添 3 参考)

「特定保険医療材料の定義について」 (令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 12 号) の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(別表) I (略) II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 5 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部、第 11 部及び第 12 部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～122 (略) 123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル (1)・(2) (略) (3) 機能区分の定義 ①～⑥ (略) ⑦ 冷凍アブレーション用・バルーン型 再発性症候性の発作性心房細動（薬剤抵抗性を含む。）又は薬剤抵抗性を有する症候性の持続性心房細動の治療を目的として使用する冷凍アブレーション用のバルーンカテーテルであること。 ⑧ 冷凍アブレーション用・標準型 ア 次のいずれかに該当すること i 再発性症候性の発作性心房細動（薬剤抵抗性を含む。）又は薬剤抵抗性を有する症候性の持続性心房細動の治療を目的とするバルーンカテーテルを用いた冷凍アブレーションを補完するために使用する、冷凍による心筋焼灼用のカテーテルであること。 ii (略)	(別表) I (略) II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 5 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部、第 11 部及び第 12 部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～122 (略) 123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル (1)・(2) (略) (3) 機能区分の定義 ①～⑥ (略) ⑦ 冷凍アブレーション用・バルーン型 <u>薬剤抵抗性を有する再発性症候性の発作性又は持続性心房細動</u>の治療を目的として使用する冷凍アブレーション用のバルーンカテーテルであること。 ⑧ 冷凍アブレーション用・標準型 ア 次のいずれかに該当すること i <u>薬剤抵抗性を有する再発性症候性の発作性又は持続性心房細動</u>の治療を目的とするバルーンカテーテルを用いた冷凍アブレーションを補完するために使用する、冷凍による心筋焼灼用のカテーテルであること。 ii (略)

イ (略)
124～219 (略)
Ⅲ～Ⅸ (略)

イ (略)
124～219 (略)
Ⅲ～Ⅸ (略)

新たに保険適用された医療機器 (令和4年10月1日適用)

1. 定位放射線治療用加速器システム

【販売名】[1] サイバーナイフ M6 シリーズ(アキュレイ株式会社)

[2] サイバーナイフ ラジオサージェリースystem(アキュレイ株式会社)

[決定区分]

区分 A3 (既存技術・変更あり)

[特定診療報酬算定医療機器の区分]

治療用粒子加速装置 (Ⅱ)

[主な使用目的]

本装置は、高エネルギーの X 線による腫瘍等の放射線治療のために使用するものである。頭頸部(頭蓋内を含む)、脳動静脈奇形、体幹部及び脊髄動静脈奇形等の放射線治療が必要な病変、及び薬物療法による疼痛管理が困難な三叉神経痛に対して治療計画、画像取得をし、定位放射線治療を行う。

< 関連する通知の改正 >

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日 保医発 0304 第1号)の一部改正(令和4年9月30日 保医発 0930 第7号)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の別添1の第2章特掲診療料 第12部放射線治療 第1節放射線治療管理・実施料を次のように改める。 (改正箇所下線部)	
改 正 後	改 正 前
M001-3 直線加速器による放射線治療(一連につき) (1)～(2) (略) (3) 定位放射線治療における頭頸部に対する治療については、頭頸部腫瘍(頭蓋内腫瘍を含む。)、<u>脳動静脈奇形及び薬物療法による疼痛管理が困難な三叉神経痛</u>に対して行った場合にのみ算定し、体幹部に対する治療については、原発病巣が直径5センチメートル以下であり転移病巣のない原発性肺癌、原発性肝癌又は原発性腎癌、3個以内で他病巣のない転移性肺癌又は転移性肝癌、転移病巣のない限局性の前立腺癌又は膀胱癌、直径5センチメートル以下の転移性脊椎腫瘍、5個以内のオリゴ転移及び脊髄動静脈奇形(頸部脊髄動静脈奇形を含む。)に対して行った場合にのみ算定し、数か月間の一連の治療過程に複数回の治療を行った場合であっても、所定点数は1回のみ算定する。	M001-3 直線加速器による放射線治療(一連につき) (1)～(2) (略) (3) 定位放射線治療における頭頸部に対する治療については、頭頸部腫瘍(頭蓋内腫瘍を含む。)<u>及び脳動静脈奇形</u>に対して行った場合にのみ算定し、体幹部に対する治療については、原発病巣が直径5センチメートル以下であり転移病巣のない原発性肺癌、原発性肝癌又は原発性腎癌、3個以内で他病巣のない転移性肺癌又は転移性肝癌、転移病巣のない限局性の前立腺癌又は膀胱癌、直径5センチメートル以下の転移性脊椎腫瘍、5個以内のオリゴ転移及び脊髄動静脈奇形(頸部脊髄動静脈奇形を含む。)に対して行った場合にのみ算定し、数か月間の一連の治療過程に複数回の治療を行った場合であっても、所定点数は1回のみ算定する。

2. アブレーション向け循環器用カテーテル

【販売名】[1] Freezor MAX 冷凍アブレーションカテーテル（日本メドトロニック株式会社）

[2] Arctic Front Advance 冷凍アブレーションカテーテル（日本メドトロニック株式会社）

〔決定区分〕

区分 B2（個別評価・既存機能区分・変更あり）

〔決定機能区分〕

[1] 123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル (2)冷凍アブレーション用 ②標準型

[2] 123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル (2)冷凍アブレーション用 ①バルーン型

〔主な使用目的〕

[1] 本品は、再発性症候性の発作性心房細動、及び薬剤抵抗性を有する症候性の持続性心房細動患者に対して冷凍アブレーション手技に用いるバルーンカテーテルを使用する際に、必要に応じて以下の目的で使用する。

1. 肺静脈の電氣的隔離を補完するために行うギャップ冷凍アブレーション
2. 心房細動治療のための局所誘発部位の冷凍アブレーション
3. 下大静脈及び三尖弁間における線状の冷凍アブレーション

[2] 本品は、心臓組織の冷凍アブレーション手技に用いるバルーンカテーテルであり、再発性症候性の発作性心房細動、及び薬剤抵抗性を有する症候性の持続性心房細動を治療する際に使用する。

< 関連する通知の改正 >

「特定保険医療材料の定義について」（令和 4 年 3 月 4 日 保医発 0304 第 12 号）の一部改正（令和 4 年 9 月 30 日 保医発 0930 第 7 号）

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱを次のように改める。	
(改正箇所下線部)	
改 正 後	改 正 前
123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル (1)・(2) (略) (3) 機能区分の定義 ①～⑥ (略) ⑦ 冷凍アブレーション用・バルーン型 再発性症候性の発作性 <u>心房細動（薬剤抵抗性を含む。）又は薬剤抵抗性を有する症候性の持続性心房細動</u> の治療を目的として使用する冷凍アブレーション用のバルーンカテーテルであること。 ⑧ 冷凍アブレーション用・標準型 ア 次のいずれかに該当すること i 再発性症候性の発作性 <u>心房細動（薬剤抵抗性を含む。）又は薬剤抵抗性を有する症候性の持続性心房細動</u> の治療を目的とするバルーンカテーテルを用いた冷凍アブレーションを補完するために使用する、冷凍による心筋焼灼用のカテーテルであること。 ii (略)	123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル (1)・(2) (略) (3) 機能区分の定義 ①～⑥ (略) ⑦ 冷凍アブレーション用・バルーン型 薬剤抵抗性を有する再発性症候性の発作性又は持続性心房細動の治療を目的として使用する冷凍アブレーション用のバルーンカテーテルであること。 ⑧ 冷凍アブレーション用・標準型 ア 次のいずれかに該当すること i 薬剤抵抗性を有する再発性症候性の発作性又は持続性心房細動の治療を目的とするバルーンカテーテルを用いた冷凍アブレーションを補完するために使用する、冷凍による心筋焼灼用のカテーテルであること。 ii (略)

（日本医師会医療保険課）